

「まん延防止等重点措置」と「緊急事態措置」の違い ～飲食店向け協力金申請対象店舗～

類型		まん延防止（措置区域）	緊急事態	
A	酒類又はカラオケを提供する飲食店	従来より午前5時～午後8時の間のみ営業	申請対象外	休業すれば申請対象 ※1
		従来より午前5時～午後8時を越えて営業	酒類とカラオケの提供をやめ、時短又は休業すれば申請対象	酒類とカラオケの提供をやめ、時短又は休業すれば申請対象
B	カラオケボックス	飲食店営業許可あり	酒類の提供をやめ、時短すれば申請対象	飲食店（本表の類型A）と同じ
		飲食店営業許可なし ※2	申請対象外	休業すれば対象 （建築物の床面積1,000㎡以下のみ）

※1 従来より午前5時～午後8時のみ営業している酒類又はカラオケを提供する飲食店は、酒やカラオケの提供をやめただけでは協力金の申請対象になりません。

※2 大規模施設の協力金の申請対象となる場合があります（床面積1,000㎡超の大規模店舗、同大規模店舗内のテナント）。